種苗法の一部を改正する法律案要綱

第一　種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であって政令で定めるもの（以下「加工品」という。）の生産、譲渡等の行為に育成者権の効力が及ぶこととすること。

（第二条第四項及び第五項第三号関係）

第二　収穫物に係る加工品について育成者権者又は専用利用権者の許諾を得ないで業として生産、譲渡等の行為を行った者を罰則の対象に追加すること。

（第五十六条関係）

第三　育成者権の存続期間について、永年性植物にあっては品種登録の日から三十年に、その他の植物にあっては品種登録の日から二十五年とすること。

（第十九条第二項関係）

第四　その他所要の規定の整備を行うこと。

第五　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第三の規定については公布の日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

第六　経過措置に関する規定を設けること。